

令和元年6月28日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から令和元年5月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	64トン	42トン	22トン
		0.1トン	42トン	超過済
3	クリーム	29トン	13トン	16トン
		7.8トン	13トン	超過済
4	粉乳類	50,712トン	4,116トン	46,596トン
		11,065トン	3,792トン	7,273トン
5	無糖れん乳	2,168トン	108トン	2,060トン
		7.7トン	108トン	超過済
6	加糖れん乳	116トン	104トン	12トン
		13トン	11トン	2トン
7	ヨーグルト	13トン	8トン	5トン
		0トン	8トン	超過済
8	バターミルク	188トン	11トン	177トン
		5.6トン	3.0トン	2.6トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925トン	3,589トン	64,336トン
		36,287トン	3,176トン	33,111トン
10	その他の乳製品	12,628トン	349トン	12,279トン
		6,836トン	349トン	6,487トン
11	バター	15,408トン	2,878トン	12,530トン
		731トン	2,867トン	超過済
12	雑豆	109,966トン	13,592トン	96,374トン
		78,537トン	7,807トン	70,730トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756トン	782,917トン	5,104,839トン
		3,064,807トン	766,577トン	2,298,230トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	190,484 トン	1,127,719 トン
		212,886 トン	53,527 トン	159,359 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	47,399 トン	753,224 トン
		714,372 トン	47,399 トン	666,973 トン
15	コーンスターク	1,135 トン	262 トン	873 トン
		125 トン	262 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	1,288 トン	15,122 トン
		2,906 トン	1,288 トン	1,618 トン
17	マニオカでん粉	164,864 トン	21,870 トン	142,994 トン
		161,600 トン	21,870 トン	139,730 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	1,338 トン	20,736 トン
		22,074 トン	1,338 トン	20,736 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	191 トン	1,574 トン
		858 トン	191 トン	667 トン
20	イヌリン	791 トン	60 トン	731 トン
		6.9 トン	20 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	7,137 トン	30,183 トン
		37,406 トン	7,137 トン	30,269 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	64 トン	308 トン
		344 トン	64 トン	280 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	28 トン	9,535 トン
		1,792 トン	28 トン	1,764 トン
24	でん粉調製品	108 トン	26 トン	82 トン
		101 トン	26 トン	75 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	84 トン	6,183 トン
		143 トン	84 トン	59 トン
27	調製食用脂	21,111 トン	532 トン	20,579 トン
		98 トン	145 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	0 トン	8.5 トン
		8.5 トン	0 トン	8.5 トン
29	生糸	479 トン	36 トン	443 トン
		475 トン	36 トン	439 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。